

松永泰行

二〇二三年十月七日の対イスラエル奇襲作戦を、ハマースなどの「パレスチナ抵抗勢力」側は「アル=アクサーの洪水」作戦と呼んでいる。同日の事件に対して、イスラエル国家側は不均衡かつ大規模な軍事的応答に訴え、その結果として国際司法裁判所がジェノサイド（集団虐殺）の可能性が高いと判断する大規模人道危機が引き起こされている。付言すると、国際法的にはガザはイスラエルの占領地であり、占領当局としてのイスラエルはガザの住民に対する庇護責任を負っている。それにもかかわらず、一〇月七日以降、イスラエル国家は自らが庇護責任をもつ民間人（非戦闘員）が密集する居住地としてのガザへの水や電力の供給を停止し、圧倒的な軍事力を以って、戦時国際法（国際人道法）を蔑ろにする（すなわち非戦闘員と戦闘員を区別しない無差別攻撃に近い）形で、大規模軍事行動を四ヶ月以上に亘り取り続け、国際社会が行おうとする人道援助の送り込みも妨害し続けている。

軍事衝突はイスラエルとガザに基盤をもつパレスチナ武装勢力との間だけでなく、イスラエル・レバノン国境地域でのヒズブッラーとイスラエル国軍の間の小規模ながら継続的な攻撃の応酬、イスラエルによるシリア・レバノンに領空侵犯する形での無人攻撃機やミサイルなどによる要人暗殺攻撃、イスラエルに軍事支援するアメリカのイラクやシリア国内の軍事駐屯地に対するイラクの「イスラーム抵抗勢力」によるロケット攻撃、さらに紅海やアデン湾におけるイエメンの武装勢力による船舶攻撃やそれへの米英による報復攻撃と、短期間で多方面に、また異なる敵対者ペアの間で同時並行的に進展する、地域大の軍事衝突に拡大した。それでも、大規模かつ継続的な軍事行動は、イスラエルがハマースの軍事的能力の破壊の名の下でガザのパレスチナ人の住居・学校・病院を含む生活インフラ施設や避難施設を標的として行ってきた空爆とその後の地上掃討作戦に圧倒的に集中しており、（三月中旬の本稿執筆時までのところ）その他の前線における攻撃の応酬は限定的かつ散発的なものに留まっている。

#### 「アル=アクサーの洪水」の背景

軍事的な衝突が拡大してしまったため、当初のパレスチナ側の行動の背景が見過ごされがちになっている。しかし問題の根本的な解決の模索には、その背景の議論が不可欠である。私は今次のパレスチナのイスラエルに対する奇襲攻撃は、第三次インティファダと理解することができると考えている。インティファダとは「揺さぶり、振り落とし」という意味のアラビア語であるが、一九八七年から一九九〇年まで続いた第一次パレスチナ民衆蜂起以来、既存の路線に対して草の根のレベルからの根本的な異議を呈する集団的行為として理解されている。パレスチナ問題の文脈では、第一次インティファダは、イスラエルの外に逃れていたパレスチナ人活動家の運動体としてのパレスチナ解放機構の指示ではなく、イスラエルの占領下で暮らすことを余儀なくされているヨルダン川西岸のパレ

スチナ人自身が組織し、運動を担った草の根運動として、占領当局としてのイスラエルに対してだけでなく、パレスチナ解放運動内での揺さぶりを意味していた。二〇〇〇年以降の第二次インティファダは、一旦主導権を失ったパレスチナ解放機構が自らの起死回生のためにイスラエル政府と外部で交渉し合意したオスロ合意に基づく「和平プロセス」が閉塞状況に陥っていた現実に対して、再び占領地内部から噴出した異議申し立てであったと理解できる。

上記に続き、今次のハマースなどによる「アル=アクサーの洪水」を第三次インティファダ、すなわち占領地に住むパレスチナ人を取り囲む大きな政治環境（中東地域全体）で進んでいた政治的プロセスに対し、占領地内部からの根本的な異議申し立てとみなすのであれば、それには引き金と遠因の二種類の背景があったといえる。引き金となったのは、トランプ政権が働きかけて実現させた二〇二〇年のアブラハム合意、すなわちアラブ首長国連邦など湾岸アラブ諸国とイスラエルの間の関係正常化（国交樹立）の流れであった。なぜこれが異議申し立ての噴出につながったかといえば、それは同合意が、二〇〇四年以降のイスラエルのシャロンおよびオルマート首相によるガザ「切り離し」政策を通じた和平プロセスの「凍結」とガザの包囲・封鎖という二つの現実が続く中で、裕福な湾岸諸国（カタルを除く）がパレスチナ問題を棚上げし、自らの利益のためにイスラエルと関係正常化を行うことを意味していたからであった。今次の「揺さぶり」が、ヨルダン川西岸からではなく、ガザの抵抗運動組織から出された理由は、「切り離し」後の包囲・封鎖（ガザ住民の出入り及び電力・水・通信手段の供給をイスラエル側で一元的に制御する戦争行為としての包囲・封鎖）が一六年に亘り継続していたのがまさにガザにおいてであったからである（遠因）。ガザ「切り離し」とは、占領統治と包囲・封鎖下での「自治」を引き換えた占領の継続に他ならなかったが、それに抗議するどころか、そのような状況にガザの住民が置かれていることを棚上げして、イスラエルと国交正常化に乗り出したアラブ諸国への根本的な異議が一〇月七日の攻撃の一つの大きな背景を構成していた。

#### 「二国家解決」案の問題点

上述のとおり、シャロン政権以来の歴代のイスラエル政権は、和平プロセスの凍結を通じて「二国家解決」を拒絶する一方で、イスラエルの「ユダヤ人の国家」（ユダヤ人が多数派を占める国家）としての性格の維持を至上命令とする路線を貫いてきている。今次のイスラエルの軍事力の行使の結果引き起こされている人道的危機を目前にし、欧米の外交・政策上の議論では、「二国家解決」への言及が再び増加している。しかし現状（「ユダヤ人の国家」としてのイスラエルの存続）と対照的な構想は、アメリカ政府が後押しするものの、パレスチナ人の難民の帰還権やパレスチナ国家の自衛権を認めないイスラエル政府が反対しているため実現可能性が低い「二国家解決」ではなく、ハマースなどのいわ

ゆる「抵抗勢力」だけでなく、パレスチナ自治政府を担うファタハもリベラルな在外パレスチナ人活動家も追い求める「一国家解決」に他ならない。

一九四八年のイスラエルの建国は、第一次世界大戦中の一九一七年のバルフォア宣言とエルサレム占領以降のイギリスの中東政策の恩恵を直接的に受けたとはいえ、一九世紀末以来の「ユダヤ人の国家」の建設を目標としたシオニズム運動の結果であった。今日的な用語を使うならば、それは入植者植民地主義（セトラ・コロニアリズム）、すなわち先住民を排除し、入植者を中心とした植民国家の建設に等しいものであった。イスラエル建国前後の暴力行為と武力紛争により、先住民としてのアラブ人（パレスチナ人）の大部分は難民として逃れることを余儀なくされたが、その排除は計画的なものであった。しかしイスラエルは、一九六七年の第三次アラブ・イスラエル戦争でヨルダン川西岸と東エルサレム、ガザを占領下に収めたため、占領地を含めた領土において（図らずも）非ユダヤ人を多数抱える「ユダヤ人の国家」となり、「一国家」構想が現実問題として浮上することになった。

もちろんそれは、非ユダヤ人としてのパレスチナ人とユダヤ人を同等に扱う民主的な「一国家」構想ではなく、非ユダヤ人を抱えながら、「ユダヤ人の国家」としての性格を維持するための入植者植民国家としての「一国家」構想であった。したがって、一九六七年以降のイスラエルの現状は、南アフリカがかつて実践していたアパルトヘイトと同じ構造をもつものであるといわれる理由はそこにある[1][2][3]。

その一方で、そのような現状に対する解決策としてのパレスチナ側の「一国家構想」には、異なる種類（いわゆるアルジェリア・モデルと南アフリカ・モデル）が含まれている。ハマースらの抵抗勢力（とその支援を行うイラン）が最終目標として追求しているとされる「（ヨルダン）川から（地中）海までの完全解放」の名の下に「一国家構想」には、入植者植民国家としてのイスラエルの「解消」が論理的な前提あるいは帰結として含まれているように見える。ただし、その「解消」がイスラエル自身の建国やアルジェリアの独立と同じ軍事的手段（暴力的除去）によるものなのか、南アフリカで実現したような平和裏の移行過程を経て実現するものなのかについては、明瞭ではない。

現在最も注目に値するのは、一部のリベラル派のパレスチナ人活動家が唱道する、南アフリカ・モデルに基づく「一国家構想」である[3][4]。暴力に暴力で応えても問題は解決しない。他方、暴力が抑圧への反応であるならば、暴力への回答は抑圧の解消しかない。南アフリカ・モデルは、「敵」を人間視することを通じ、区分・排除・制覇のパラダイムから、統合・平等・共存のパラダイムへ転換を目指すものという。パレスチナ・イスラエル紛争においても、その早期の採用が強く求められる。

脱稿 2024.03.14/参照文献追加 2024.03.25